

○神戸市交通局タッチ決済乗車券取扱規程高速鉄道取扱細則

令和6年3月11日

高速鉄道部長決定

(適用範囲)

第1条 神戸市交通局タッチ決済乗車券取扱規程(以下「規程」という。)の規定に基づく本市高速鉄道に係る乗客の運送及びその取扱いについては、規程によるほか、この細則に定めるところによる。

2 この細則に定めていない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。)、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則(昭和52年3月高速鉄道部長決定)神戸市高速鉄道乗車規程(昭和52年2月交規程第44号。以下「高速鉄道乗車規程」という。)及び神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程(昭和52年2月交規程第45号)並びにタッチ決済乗車券の発行者が定める規約等の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この細則における主な用語の意義は、規程に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「大人普通料金」とは、高速鉄道乗車料規程第3条第1項第1号に定める普通乗車券の大人料金をいう
- (2) 「入場記録」とは、規程第6条の規定により乗車駅で読取機による改札を受けて入場したことを管理サーバに記録することをいう
- (3) 「出場記録」とは、規程第6条の規定により読取機による改札を受けて出場したことを管理サーバに記録することをいう
- (4) 「利用エリア」とは、タッチ決済乗車券の本市高速鉄道及び本市高速鉄道と連絡他鉄道の対象駅との相互間で、別表第1に定める範囲とする
- (5) 「係員端末」とは、管理サーバ上のタッチ決済乗車券の入場記録や出場記録の管理などの処理を行うために駅係員が操作する端末のことをいう

(料金を収受できない場合の取扱い)

第3条 出場時にタッチ決済乗車券で大人普通料金相当額を収受できない場合は、大人普通料金相当額を現金等で収受することにより、乗車の取扱いをすることができる。この場合、係員端末により管理サーバ上の当該タッチ決済乗車券による入場記録の取消処理を行う。

2 前項による取扱いをすることができない場合は、別表第2に定める有効証明書を発行し、

当該タッチ決済乗車券の入場記録の取消処理は行わない。

(利用履歴の確認)

第4条 規程第9条の規定による利用履歴の確認は次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1) 利用履歴の内容は、管理サーバと接続するWebサイト等において、タッチ決済乗車券による乗車日、利用区間、乗車料金等を確認することができる
- (2) 前号の確認は、当該Webサイト等により、当該Webサイト等にアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行うことができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない

2 次の場合は利用履歴の確認はできない。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 規程第6条の規程により改札を受ける場合で、読取機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

(乗客が利用エリアを越えて乗車した場合の取扱い)

第5条 乗客が利用エリア外の駅の読取機による改札を受けた後に本市高速鉄道の駅で出場しようとした場合、出場しようとした駅において、乗車駅からの実際乗車区間の大人普通料金を収受し、別表第2に定める有効証明書を発行する。

2 前項の取扱いをする場合で、乗車駅からの大人普通料金が判明しないときは、実際乗車経路上の連絡他鉄道との接続駅又は実際乗車経路上の利用エリアの最遠となる駅からの大人普通料金を収受し、有効証明書に未収受区間を記入する。

3 乗客は、本市高速鉄道の駅の読取機による改札を受けた後に利用エリア外の駅で出場しようとした場合、出場しようとした駅において、有効証明書(乗車区間並びに料金収受状況等が記載された連絡票を含む。以下同じ。)の発行を受けなければならない。この場合、有効証明書を設備しない駅においては、精算券又は再収受証明書の発行をもって、有効証明書に代えることがある。

4 有効証明書、精算券及び再収受証明書の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

(前回利用時の出場記録がないタッチ決済乗車券の取扱い)

第6条 第3条第2項の取扱い又は連絡他鉄道若しくはその他の鉄道等の駅において前条第3項の取扱いを受けた乗客が、入場記録の取消処理を行っていないタッチ決済乗車券と当該鉄道等の駅において発行された有効証明書(精算券及び再収受証明書を含む。以下同じ。)を本市高速鉄道の駅に提出した場合は、その内容を確認のうえ、入場記録の取消処

理を行う。この場合、管理サーバの情報により有効証明書に記載された内容が正当金額の収受を行っていないと判断される場合は、既に収受した料金と実際乗車区間に対する大人普通料金とを比較して、不足額があれば収受し、過剰額があれば払戻しの取扱いを行うものとし、有効証明書に正当金額と収受又は払戻した差額とを記入して営業推進課に提出する。

- 2 連絡他鉄道又はその他の鉄道等からタッチ決済乗車券により乗車した後、連絡他鉄道又はその他の鉄道等において前条第3項の取扱いに相当する取扱いを受けた乗客が、入場記録の取消処理を行っていないタッチ決済乗車券と当該鉄道等の駅において発行された有効証明書を本市高速鉄道の駅に提出した場合は、タッチ決済乗車券の情報により有効証明書に記載された内容が正当金額の収受を行っているとは判断されるときに限り、前項の規定を準用して取扱うことができる。
- 3 前回利用時の出場記録がないタッチ決済乗車券を提出した乗客が有効証明書を所持しない場合は、規程第14条の規定により、タッチ決済乗車券に記録された乗車駅から利用可能な範囲の最遠となる駅までの大人普通料金と割増料金を徴収し、入場記録の取消処理を行う。ただし、実際乗車区間が明らかな場合は、実際乗車区間に対する大人普通料金を収受して入場記録の取消処理を行い、又は実際乗車区間の終端駅における出場記録の処理を行い、割増料金は徴収しないで取扱うことができる。
- 4 前項の取扱いをする場合で、収受する大人普通料金等が判明しないときは、入場記録の取消処理は行わず、有効証明書を発行して、当該乗車駅の鉄道社局へ申し出るよう案内する。

(入場記録がないタッチ決済乗車券の取扱い)

第7条 入場記録がないタッチ決済乗車券により出場しようとした場合は、規程第14条の規定により、出場しようとした駅から利用可能な範囲の最遠となる駅までの大人普通料金と割増料金を徴収する。ただし、乗車駅が明らかな場合は、実際乗車区間に対する大人普通料金を収受して、割増料金は徴収しないで取扱うことができる。

(読取機による改札を受けずに乗車した場合の取扱い)

第8条 乗客が係員の承諾を得ないで読取機による改札を受けずに乗車した場合であって、不正乗車でないことが明らかなきときは、規程第13条及び同第14条の規定にかかわらず、割増料金の徴収を行わない取扱いとすることができる。

(割増料金の減免等の取扱い)

第9条 規程第14条の規定により、大人普通料金及び割増料金を徴収する場合であって、

特別の事情があり、別段支障がないと認められるときは、割増料金を徴収しないことができる。

(無効となるタッチ決済乗車券の取扱いの特例)

第10条 乗客に特別の事情があり、悪意がないと認められる場合は、規程第14条の規定にかかわらず実際乗車区間に対する大人普通料金を収受して乗車の取扱いをすることができる。

(盗難又は紛失時の取扱い)

第11条 乗客がタッチ決済乗車券の盗難又は紛失等の申出をした場合は、乗客に対して、当該タッチ決済乗車券の発行者に申告するよう案内する。

(同一駅で出場する場合の料金収受の特例取扱い)

第12条 規程第15条の規定にかかわらず、乗客から実際乗車区間の普通料金をIC証票乗車券、磁気カード又は回数券で支払う旨の申出があった場合は、IC証票乗車券のSF、磁気カードの残高から当該相当額を減額して、又は当該区間に有効な回数券2枚を徴収して、係員端末により入場記録の取消処理を行って出場させることができる。

(無賃送還等の取扱い)

第13条 規程第16条の規定により無賃送還の取扱いをする場合は、高速鉄道乗車規程第12条第2項第2号の定めにより乗車させるものとする。

- 2 規程第16条第1項第1号の規定により無賃送還の取扱いをする場合、又は同第2号の規定により無賃送還の取扱いをする場合で高速鉄道乗車料規程第8条第8項の規定により改札を出場して乗継を行った乗客に乗継を行って改札を入場した駅までの無賃送還の取扱いをする場合は、旅行開始駅又は乗継を行って改札を入場した駅の係員端末によりタッチ決済乗車券の入場記録の取消処理を行って出場させる。
- 3 規程第16条第1項第2号の規定による旅行開始駅に至る途中駅までの無賃送還の場合、乗車区間の乗車料金は、旅行開始駅から途中駅(高速鉄道乗車料規程第8条第8項の規定により改札を出場して乗継を行った場合は、運行不能となった駅から乗継を行って改札を入場した駅までの途中駅)までの区間の大人普通料金とし、乗客が出場しようとする駅の係員端末によりタッチ決済乗車券の出場記録の処理を行う。
- 4 規程第16条第1項第3号の規定による不通区間の別途旅行の場合の乗車料金は、旅行開始駅から旅行中止駅までの区間の大人普通料金とする。

附 則

この細則は、令和6年4月11日から施行する。

別表第1（第2条関係） 利用エリア

	路線	区間	
神戸市高速鉄道	西神・山手線	西神中央から新神戸	
	海岸線	新長田から三宮・花時計前	
	北神線	新神戸から谷上	
連絡他鉄道	路線	対象駅	接続駅
神戸電鉄	有馬線	有馬口、有馬温泉	谷上

別表第2（第3条関係） 有効証明書

有効証明書				
カードの種類		前回入場社局	入場駅	発駅キャンセル
<input type="checkbox"/> PiTaPa	<input type="checkbox"/> VISA	神交・神鉄・高速・新交通 阪急・阪神・山陽・能勢・北急 近鉄・京阪・南海・泉北・大モ OsakaMetro・京交・JR西・JR東 JR海・その他（ ）		<input type="checkbox"/> 処理済
<input type="checkbox"/> ICOCA	<input type="checkbox"/> JCB			<input type="checkbox"/> 未処理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
乗車料金收受区間・收受額		乗車料金未収受区間・未収受額		駅名日付印
駅～	駅	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	駅～	駅
	円			円
記事				
ご あ ん な い				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回有効証明書発行の対象になった乗車券は、次回そのままではご乗車いただけません。次回ご乗車までに、本証明書と乗車券を、表面に記載された「前回入場社局」の駅係員にお渡しください。乗車券の情報を確認し、乗車券の処理等をさせていただきます。 （ICカードでの前回入場社局が「JR東日本」「JR東海」の場合は、JR西日本のICOCAエリアの各駅へお持ち下さい。）</li> <li>・乗車料金の未払いの区間がある場合、乗車料金残額を精算していただいた後、乗車券の処理等をいたします。</li> <li>・本証明書を紛失されますと、乗車券をご利用いただけない場合があります。乗車券の処理等が終了するまで大切に保管ください。</li> <li>・本証明書を、自動改札機に投入しないでください。</li> <li>・本証明書は、乗車券ではありません。</li> </ul>				
発行社局：神戸市交通局				